

広島県告示第百五十八号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号の規定による食品衛生管理者養成施設及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第九条第一項第一号の規定による食品衛生監視員養成施設を次のとおり登録した。

平成二十九年三月二十一日

広島県知事 湯崎英彦

名 称	所 在 地	登 録 年 月 日
広島修道大学健康科学部 健康栄養学科食品衛生管 理者・食品衛生監視員課 程	広島県広島市安佐南区大塚東一丁目一 番一号	平成二十九年三月九日